

学生及び保護者の皆様へ

授業料等減免制度の申請について（令和7年10月）

令和7年10月から令和8年3月分までの授業料減免制度の申請を受け付けています。申請書類は学生を通じて学務課から入手することができます。

申請のポイント

○令和7年分課税証明書の提出

4月の申請と異なり最新の課税証明書（令和7年度分：令和6年1～12月の収入に対する証明）を基に判定しますので、継続申請される場合も課税証明書の提出が必要となります。税情報の更新により認定の可否及び減免額が4月から変更となる場合がありますのでご注意ください。

○受付期限：12月1日

例年は10月31日までの受付ですが、今年度は下記の10月改正点もあることから12月1日まで申請を受け付けます。追加の書類提出が必要な場合もありますので、手元に書類が準備でき次第早めに申請してください。【提出先：学務課】

令和7年10月の改正点

生計維持者の扶養する「子ども」の範囲が拡大されました（多子世帯の対象範囲拡大）

扶養する「子ども」の人数が3人以上である場合、授業料等減免の多子世帯に該当します。

対象となる扶養する「子ども」の範囲は、生計維持者2名（原則、申込者の父母）のどちらかが住民税の扶養親族としている者を指します。（扶養している生計維持者よりも年長の人等除く）

住民税の情報は毎年6月頃に決定され、扶養の判定もその前年の12月31日時点（基準日）の状況に基づいていましたが、令和7年4月の改正により、住民税の情報で確認できない基準日以降に「新たに生まれた子等」がいる場合、申告により「子ども」の数に加算できるようになりました。

令和7年10月の改正においては、基準日の翌日以降に生計維持者と生計を一にしていると認められる場合（例：生計維持者の死別や離婚、暴力等からの避難の事由があり、扶養の事実があるも税情報で確認できない場合）も「新たに生まれた子等」に含まれるものとし、「子ども」の数に加算できるようになりました。

該当する場合は、授業料の減免申請の際に「新たに生まれた子等」の数の申告書」と事由に該当する証明書類をご提出ください。

申請対象における事由発生対象期間と課税証明書

申請対象授業料	事由発生対象期間	課税証明書
R7. 4～9 月分	R6. 1. 1～R7. 3. 31	R6 年度分（対象期間 R5. 1～R5. 12）
R7. 10～R8. 3 月分	R7. 1. 1～R7. 8. 31	R7 年度分（対象期間 R6. 1～R6. 12）

制度改正後の多子世帯の対象範囲の例（R7. 10 月申請。収入要件を満たしている場合）

事由発生	生計維持者 R7. 10 時点	課税証明書 R7 年度分 (R6. 1～12)	多子世帯 判定	備考
①父母健在	父母	父母の扶養: 子計 3 名	○	-
②R6. 12. 31 以前に父母のいずれかが死亡	母	母の扶養: 子 3 名	○	-
	父	父の扶養: 子 3 名		-
③R7. 1. 1 以降に父母のいずれかが死亡	母	母の扶養: 0 名 (父の扶養: 子 3 名)	○	申告書により母の扶養事実を証明すること
	父	父の扶養: 0 名 (母の扶養: 子 3 名)		申告書により父の扶養事実を証明すること
④R6. 12. 31 以前に父母離婚（基準日以前の離婚）	父母（離婚後も生計の一部を負担）	父母の扶養: 子計 3 名	○	原則、離婚後も父母 2 名が生計維持者（課税証明書父母 2 名分）
	母（父からの支援一切なし）	母の扶養: 0 名 (父の扶養: 子 3 名)	×	母の課税証明書に子 3 名の扶養が異動した年から多子世帯となる
	父（母からの支援一切なし）	父の扶養: 0 名 (母の扶養: 子 3 名)		父の課税証明書に子 3 名の扶養が異動した年から多子世帯となる
⑤R7. 1. 1 以降に父母離婚（基準日翌日以後の離婚）	父母（離婚後も生計の一部を負担）	父母の扶養: 子計 3 名	○	原則、離婚後も父母 2 名が生計維持者（課税証明書父母 2 名分）
	母（父からの支援一切なし）	母の扶養: 0 名 (父の扶養: 子 3 名)	○	申告書により母の扶養事実を証明すること
	父（母からの支援一切なし）	父の扶養: 0 名 (母の扶養: 子 3 名)		申告書により父の扶養事実を証明すること

※令和 7 年 4 月分申請については、【生計維持者の時点】は「R7. 4 時点」、【課税証明書】は「R6 年度分（R5. 1～12）」、【事由発生の日付】は 1 年前の日付に読み替えてください。（例：事由②であれば「R5. 12. 31 以前に父母のいずれかが死亡した場合」となります。）

令和 7 年 10 月改正（多子世帯対象範囲拡大）に伴う令和 7 年 4 月の多子世帯の再認定

上記の「令和 7 年 10 月の改正点」の「新たに生まれた子等」の拡大については、令和 7 年 4 月の申請時点から対象とします。

そのため、令和 7 年 4 月に「基準日の翌日以降に生計維持者と生計を一にしていると認められる場合」に該当していた方で、多子世帯該当の可能性がありながらも授業料減免が認められなかった方や減免額が 2/3 又は 1/3 であった方については再認定を行います。（全額免除者は再認定不要）

令和 7 年 4 月分の再認定の申請にあたっては、学務課までお問い合わせください。

なお、受付期限は 12 月 1 日までです。

また、扶養の状況によっては多子世帯と認定されない場合があることや学業成績基準が警告により支援停止となっていた場合は授業料の免除が受けられませんので、ご承知おきください。

令和 7 年 4 月分の減免申請受付（受付期限：12 月 1 日）

令和 7 年 4 月分の授業料減免の申請を失念等によりしていなかった方も、12 月 1 日まで申請を受け付けます。

※ 10 月分も減免申請する場合は、4 月分と 10 月分の申請書・証明書類がそれぞれ必要です。

※ 令和 7 年 4 月の申請から多子世帯かつ収入の要件等を満たした場合、授業料が全額免除となるように制度が改正されました。詳細は学務課までお問い合わせください。